古川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(概要版)

都市計画の目標

【都市づくりの基本理念】

|活力があり、安全・安心で快適な、誇りもてる都市の創造

【都市づくりの基本理念】

- ◆ 誰もが働きやすく、活躍できる元気な都市づくり
- ◆ 社会の変化に対応した、新しい価値を創造する都市づくり
- ◆ 様々な人びとが交流できる都市づくり
- ◆ 誰もが何時までも元気に暮らせる都市づくり
- ◆ お互いに支えあい、みんなで創る都市づくり
- ◆ 豊かな自然、伝統文化等の地域資源を活かした都市づくり
- ◆ 誰もが誇りを持ち、何時までも住み続けたくなる都市づくり

区域区分の有無

本区域においては、市街地の拡大の可能性が低く、区域区分によらなくとも良好な環境を有するコンパクトな市街地を形成することが可能なことから、区域区分を定めないものとします。

主要な都市計画の決定の方針

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

| 住居系 | | ・市街地南東部のゆとりある住環境が形成されている地区や、市街地中南部から南東部の(都)国道41号線沿道後背に位置する基盤整備済みの地区においては現在の居住環境を維持・保全します。 ・都市基盤未整備のまま宅地化が徐々に進行している地区では、計画的な都市基盤整備を図り、都市的未利用地の整序、適正な密度による人口の配置・誘導を促すとともに、住宅と工場の混在解消、あるいは共存できる環境づくりに努め、良好な居住環境の形成を図ります。 ・市街地中心部後背の歴史的まち並みが残っている地区は、良好なまち並みを保全します。 ・地場産業と住宅地の混在がみられる地区については、地区計画などの適用により、住宅地と地場産業が共存できる良好な環境づくりを図ります。 | | |
|-----|-----------|---|--|--|
| 商業系 | 商業地 | ・JR 飛騨古川駅南部地区は、飛騨圏域をけん引する拠点の一つであり、広域的な交流の玄関口として位置付けられることから、快適な歩行者空間の整備や個性的な景観整備とあわせて魅力的な商業地空間の形成を図ります。 | | |
| | 近隣 商業地 | ・商業地に隣接する古いまち並みが残る通り沿いを、歩行者空間や景観整備とあわせた魅力ある近隣商業地の形成を図ります。 | | |
| 工業系 | 工業地 | ・市街地南東部の既に工業施設の立地がみられる地区については、周辺の住環境などに配慮しつつ、工業地としての土地利用を図ります。・JR 飛騨古川駅北部については、既存工業施設の機能を維持しつつ、文化・交流・福祉の公的施設との共存を図ります。 | | |
| | 沿道 複合地 | ・幹線道路の沿道市街地について、工業や商業の沿道サービス施設の立地を誘導する沿道複合 地としての土地利用を図ります。 | | |

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

| 交通体系 | 道路 | ・広域的な交流を担う地域高規格道路富山高山連絡道路等の主要幹線道路の整備を推進します。 ・区域内の交通網を担う幹線道路の整備を推進します。 ・バリアフリーに配慮した道路の整備を図ります。 ・中心市街地における交通体系として、歩行者動線の確保や歩く魅力にあふれた総合的な歩行者ネットワークの構築を図ります。 ・冬季の道路の安全な交通を確保するため、流雪溝や消融雪施設の維持管理を図ります。 |
|--------|------|---|
| | 公共交通 | ・企業等と連携し、住民のニーズの把握によるバス路線の再編や利便性の向上に努めます。 ・JR 飛騨古川駅は、まちの玄関口としてふさわしい交通結節機能の充実を図ります。 |
| 下水道・河川 | 下水道 | ・公共下水道により生活排水対策を進め、河川・水路の水質汚濁防止や快適な居住環境の形成を図ります。 ・施設の健全な維持と耐震化による安定的な汚水処理環境の整備を推進します。 |
| | 河川 | ・宮川、荒城川をはじめとする河川の水質や生態系の保全を図り、環境学習や川を通じたコミュニティづくりへの活用、親水空間の創出や沿川環境の整備を図ります。 ・水害などの自然災害から、住民の生命、健康、財産を守るため、自然環境や生態系などに配慮しながら、河川改修事業を進めます。 ・治水整備にあたっては河川の整備のみならず、流域のもつ保水・遊水機能の適切な保全をあわせて推進し、従来から遊水機能を有する土地については、地域整備との調和を図りつつ、浸水対策とあわせ、その機能の保全に努めます。 ・開発者に対し調整池等の雨水流出抑制施設などの整備を指導します。 |

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

・宮川左岸の宮城町地内では、地域住民の意向や周辺環境に配慮しつつ地区の事情に即した計画的な土地利用を図り、実現可能な地区から段階的に都市的利用に向けた整備を目指します。

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

- ・まちの個性である「四季を通じて朝霧のたつまち」の保全を図ります。
- ・本区域を囲む緑の山並みや河川は、水と緑の重要な骨格として保全を図ります。
- ・中心市街地の河川、水路は、歩行者動線の整備とあわせて、親水空間、散策道などの整備を図ります。
- ・道路や公共施設など公共空間の緑化に加え、積極的に民有緑地の確保に努めます。

